金沢市木質ペレットストーブ設備設置補助金交付要綱

(令和6年9月17日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、木質ペレット(間伐材、端材等の木材を粉砕したものを円筒状に固めたものをいう。以下同じ。)を燃料とするストーブ(以下「木質ペレットストーブ」という。)の普及の拡大を図ることにより、地球温暖化を防止するため、木質ペレットストーブを設置する者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱における用語の意義は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下、「国交付要綱」という。)及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下、「国実施要領」という。)において使用する用語の例による。

(補助対象者)

(用語の意義)

- 第3条 補助金は、次に掲げる条件を全て満たす者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。
 - (1) 市内に住所を有する者又は市内に事業所を有する法人であって、市内に存する住宅 又は事業所に補助金の交付の対象となる木質ペレットストーブ (以下「補助対象設備」という。)を設置する者であること。
 - (2) 市税を滞納していないこと。
 - (3) 自己の所有していない建物又は共同住宅の専用使用権を有する共用部分に当該木質ペレットストーブを設置する場合は、所有者、管理組合等の同意を得ていること。

(補助対象設備)

- 第4条 補助対象設備は、次の各号のいずれにも該当する木質ペレットストーブとする。
 - (1) 木質ペレットを燃料として使用するものであること。
 - (2) 安定した燃焼を確保するため、燃料の定量的な供給ができる構造であること。
 - (3) 国実施要領別紙 2 (ケ)のうちバイオマス熱利用に係る交付要件に適合すること。
 - (4) 古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第1項の古物ではないこと。
 - (5) 補助金の交付を受けようとする者が購入するものであること。

- (6) 本要綱並びに国、石川県及び本市の他の補助制度による補助金その他これに類する ものの交付を受けていない木質ペレットストーブであること。
- (7) 設置に関して、法令、条例等に適合していること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、国交付要綱及び 国実施要領に従うものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費 から除く。

(補助金の額等)

- 第6条 補助金の額は、補助対象設備1基分の補助対象経費の6分の5に相当する額以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、その額は、500,000円を超えないものとする。この場合において、補助金の交付は、一の建物につき1回を限度とする。
- 2 補助金の交付は、同一の者に対して1年度につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者が、事業を実施しようとするときは、市長が別 に定める申請書に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金 を交付すべきものと認めるときは補助金の交付を決定し、市長が別に定める通知書によ り当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の変更申請)

- 第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、市長が別に定める申請書に必要書類を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - (2) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業の内容を変更しようとするとき(軽微な変更をする場合を除く。)。
- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認 めるときは、これを承認して補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の内容を変更したときは、市長が別に 定める通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

- 第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決 定を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により当該交付決定を受けたとき。
 - (2) 国交付要綱及び国実施要領の規定に違反したとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して15 日を経過した日又は補助事業実施年度の1月末日のいずれか早い日までに、必要書類と ともに市長が別に定める報告書により市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

- 第12条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当 であると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を市長が別に定める通知書により その旨を補助事業者へ通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた者は、請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

- 第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を 受けたと認めるときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (協力等)
- 第14条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、その設置後2年間、設備に関する報告 及び本市の地球温暖化対策事業への協力を求めることができる。

(手続代行者)

- 第15条 補助金の交付を受けようとする者は、第7条及び第9条第1項の申請、第11条の報告並びに第12条第2項の請求書の提出を、補助対象設備の販売等をする者に代行させることができるものとする。
- 2 前項の規定による代行を行う者(以下「手続代行者」という。)は、速やかにその事務を処理しなければならない。

- 3 手続代行者は、前項に規定する手続の代行により設置者に関して得た情報について、 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の基本理念を尊重し、同法に規定 する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 4 市長は、手続代行者が第2項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により 行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施する。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附即

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 金沢市創エネ・省エネ・蓄エネ設備設置費補助金交付要綱(令和3年3月31日決裁) の一部を次の表のように改正する。 [略]